

○平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱

令和5年4月6日告示第37号

平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊や一部崩落のおそれがある危険な空き家の除却を促進し、町民の安心安全な住環境の形成を図るために町内に存する老朽危険空き家の解体工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、平内町補助金交付規則(平成13年平内町規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 一戸建ての住宅又は併用住宅(長屋及び共同住宅を除く。)及びその附属建築物で、おおむね年間を通して使用実績がない等長期間にわたって居住その他の使用がなされていない状態にあるもの

(2) 老朽危険空き家 周辺の住環境等に深刻な影響を及ぼしている空き家であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 別表に掲げる平内町空家等危険度判定基準表の合計点数が100点以上のもの

イ その他町長が除却の必要があると認める建築物

(3) 特段の事情 当該空き家を容易に管理することが困難な事情として、次のいずれかに該当するものとする。

ア 経済的困窮： 世帯全員が住民税非課税である場合など

イ 身体的・精神的理由： 高齢や病気により、近隣に住んでいても実質的な管理や解体手続きが困難な場合

ウ 権利関係の複雑化： 他の共有者等が遠方にいる等の理由により、合意形成に長期間を要したことが証明できる場合

エ その他町長が容易に管理することが困難な事情と認める場合

(補助対象老朽危険空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる老朽危険空き家(以下「補助対象老朽危険空き家」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 平内町内に存すること。

(2) 個人が所有する木造建築物(一部の軽量鉄骨造も含む。)であり、不動産業者等が営利目的で所有している物件ではないこと。

(3) 併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていたこと。

(4) 当該建築物及び建築物が存する土地について、所有権その他の権利が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象老朽危険空き家の所有者(登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に登録され、又は登録されている者。以下「所有者」という。)又はその相続人

(2) 前号に規定する者から補助対象老朽危険空き家の除却について同意を得た者

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 平内町暴力団排除措置要綱（平成24年平内町告示第38号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当する者
- (2) 補助対象者又は補助対象者と同一の世帯に属する者に平内町に納めるべき税金等の滞納がある者
- (3) 第9条に規定する申請者の他に所有者がある場合において、補助対象老朽危険空き家の除却について、全ての所有者の同意を得られない者。ただし、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）の提出ができる者については、この限りでない。
- (4) 複数の相続人がある場合において、補助対象老朽危険空き家の除却について、全ての相続人の同意を得られない者。ただし、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）の提出ができる者については、この限りでない。
- (5) 所有者と補助対象老朽危険空き家が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合において、補助対象老朽危険空き家の除却について、全ての当該者の同意を得られない者
- (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者
- (7) 補助金の交付要件を満たすため、老朽危険空き家を故意に破損させた者
- (8) 当該老朽危険空き家が所在する住所区画と同一の地区内、又はこれに隣接する地区内に住所を有し、かつ当該空き家を容易に管理することが可能であると認められる者
- (9) 第2条第1項第3号に定める「特段の事情」がないにもかかわらず、長期間にわたり適切な管理や除却を怠ってきたと町長が認める者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める者
（補助対象外）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付対象外とする。

- (1) 所有者等が当該空き家の利活用又は除却の意思決定を故意に回避し、単に資産の維持や解体費用の公的負担を待つ目的で放置していた場合
- (2) 町からの適正管理に関する助言・指導を過去に受けていながら、正当な理由なくこれに従わず、危険な状態を助長させた場合
- (3) 物品の保管（倉庫又は物置としての利用）を主目的として継続的に使用されており、居住の実態がないまま意図的に老朽化させた場合
- (4) 営利を目的とした事業用の倉庫として使用されている場合
- (5) 住宅用地特例（固定資産税の軽減）の継続を唯一の目的として解体を先延ばしにしていた場合、又は除却直後の土地転売により過度な利益を得る目的がある場合
（補助対象工事）

第6条 補助金の交付の対象となる工事は、補助対象者が空き家の解体及び撤去を行う資格を有している法人又は個人事業者と契約して行う補助対象老朽危険空き家を除却するための工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
- (2) 補助対象老朽危険空き家の一部のみを除却する工事
- (3) 建替えを目的とした工事
- (4) 営利事業を行う者が、当該事業のために行う工事
- (5) この事業と併せて他の制度等で補助金その他の公的資金の交付を受けようとする工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める工事

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象老朽危険空き家の除却並びに除却に係る廃材等の運搬及び処分に要する費用で、その内容及び金額が適正と認められるものとする。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、40万円を限度とする。

(事前調査)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平内町老朽危険空き家除却促進事業事前調査申込書(様式第2号)を提出し、町が実施する事前調査により、空き家が危険であることの判定を受けなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、現地調査を行い、その結果を平内町老朽危険空き家除却促進事業事前調査結果報告書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の申請等)

第10条 申請者は、事業に着手する前に平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険空き家管理状況及び放置理由等申告書(様式第5号)
- (2) 平内町老朽危険空き家除却促進事業実施(変更)計画書(様式第6号)
- (3) 解体工事見積書の写し
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員が平内町に納めるべき税金等を滞納していないことを証する書類
- (7) 建物及び土地の登記事項証明書又は固定資産課税台帳の写し
- (8) 平内町老朽危険空き家除却促進事業事前調査結果報告書の写し
- (9) 暴力団排除に係る誓約書(別添1)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第11条 町長は前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとし、不適当と認めるときは平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金不交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第12条 申請者は、補助金の交付の決定後において、事業の内容を変更しようとするときは、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金変更申請書(様式第9号)に第10条第1号から第10号までに掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金変更承認通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第13条 補助対象老朽危険空き家解体工事の着手は、補助金の交付の決定後に行わなければならない。

(申請の取下げ)

第14条 申請者は、補助金の交付の決定後において、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助

金申請を取下げようとする場合は、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金申請取下書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請取下書の提出があったときは、その内容を精査した上で、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金申請取下承認書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第15条 申請者は老朽危険空き家解体工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に、平内町老朽危険空き家除却促進事業完了報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（施工前及び施工後）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第16条 町長は、前条の規定による事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金確定通知書（様式第14号）により申請者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第17条 前条の規定による通知を受けた申請者は、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付請求書（様式第15号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第18条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 解体又は撤去後3年を経過しないうちに住宅、物置等を建築したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

判定区分	評価項目	設定内容	評点	計	
1	構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの	50	

			の、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの		
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨どいがないもの	10	
5	配置上の程度	⑨外部への影響等	イ 樹木が繁茂し、建物を傷めている	25	
			ロ 立木や雑草などが繁茂し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	25	
			ハ 道路に接し、建築材料の落下等による通行の危険性が高い	50	
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					合計点

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

平内町長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

誓約書

私は、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金の実施にあたり、下記物件に係る紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、平内町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

1 建築物の所在地

平内町

2 建築物の所有者又は管理者氏名

3 所有者との関係

以上

※印は実印とし、印鑑証明を1部提出してください。

第 号
年 月 日

様

平内町長



平内町老朽危険空き家除却促進事業事前調査結果報告書

年 月 日付けで申請のあった平内町老朽危険空き家除却
促進事業事前調査につきまして調査結果を次のとおり報告いたします。

建築物の所在地	平内町
調査実施日	年 月 日
調査結果	<input type="checkbox"/> 老朽危険空き家に該当します。 <input type="checkbox"/> 老朽危険空き家に該当しません。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

平内町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付申請書

平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、実施計画書等を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の名称	平内町老朽危険空き家除却促進事業
2 建築物の所在地	平内町
3 建築物の所有者	
4 補助対象事業費	円
5 補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）

添付書類

- (1) 老朽危険空き家管理状況及び放置理由等申告書（様式第5号）
- (2) 平内町老朽危険空き家除却促進事業実施（変更）計画書（様式第6号）
- (3) 解体工事見積書の写し
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員が平内町に納めるべき税金等を滞納していないことを証する書類
- (7) 建物及び土地の全部事項証明書又は固定資産課税台帳の写し
- (8) 平内町老朽危険空き家除却促進事業事前調査結果報告書の写し
- (9) 暴力団排除に係る誓約書（別添1）
- (10) その他町長が必要と認める書類

別添 1

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、平内町が必要な場合には、青森警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が平内町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 の (1) から (6) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

平内町長 様

申請者 住 所
氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

平内町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

老朽危険空き家管理状況及び放置理由等申告書

平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金の交付申請にあたり、対象となる空き家等の管理状況及び放置に至った理由について、下記のとおり相違ないことを申告します。

なお、本申告内容に虚偽があることが判明した場合は、補助金の交付決定の取り消し、または返還命令に従うことに同意します。

記

1 建築物の基本情報

建築物の所有者	
申請者との続柄・関係性	
建築物の所在地	平内町大字 _____ 字 _____
所有者が建築物を取得した事由	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 売買・譲受 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他 [_____]
建築物を取得した時期	西暦（昭和・平成・令和） _____ 年頃
空き家となった事由	<input type="checkbox"/> 別に住居を建築・取得・賃貸借 <input type="checkbox"/> 居住者の転居 <input type="checkbox"/> 居住者の逝去 <input type="checkbox"/> その他 [_____]
空き家となった時期	西暦（昭和・平成・令和） _____ 年頃
放置されていた期間	_____ 年 _____ ヶ月

2 同一地区内等居住に関する確認

現在の居住地	<input type="checkbox"/> 町内（大字_____） <input type="checkbox"/> 町外
対象建築物との同一地区 又は隣接地区該当性	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する
※同一地区又は隣接地区内に居住している場合で、除却が必要な特別な事情 （例：近隣への緊急的な危険性等） []	

3 これまでの管理状況 ※該当項目を選択・記入してください。

<input type="checkbox"/>	定期的な見回り	頻度：年 _____ 回程度
<input type="checkbox"/>	敷地内の除草・立木の伐採	頻度：年 _____ 回程度
<input type="checkbox"/>	冬期間の除雪	頻度：月 _____ 回程度
<input type="checkbox"/>	建物の一部修繕（屋根、窓、外壁 等の応急処置）	修繕箇所 []
<input type="checkbox"/>	不動産業者への売却・賃貸の相談	時期：_____ 年頃
<input type="checkbox"/>	親族間での利活用に向けた協議	時期：_____ 年頃
<input type="checkbox"/>	その他 []	

4 除却（解体）が困難であった理由

※現在まで除却が遅れた理由を具体的に選択・記入してください。

<input type="checkbox"/>	物品を保管するための倉庫又は物置として利用していたため。
<input type="checkbox"/>	所有権・相続に関する権利関係の整理に時間を要したため。
<input type="checkbox"/>	経済的な事情（解体費用の工面）により着手が困難であったため。 ※世帯全員が住民税非課税である場合や生活保護受給など ※当欄にチェックした場合、申請書に世帯全員の過去3年間の所得が確認 できる資料（所得証明書等）を添付してください。

<input type="checkbox"/>	遠方に居住しており、物理的な管理・処分が困難であったため。
<input type="checkbox"/>	その他 ※補足事項等がある場合もこちらに記入 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 60px; margin: 5px 0;"></div>

5 意図的な放置の否定に関する申告

<input type="checkbox"/>	当該建築物の利活用または除却の意思決定を故意に回避し、単に資産の維持や解体費用の公的負担を待つ目的で放置した事実は一切ありません。
<input type="checkbox"/>	町からの適正管理に関する助言・指導を過去に受けていながら、正当な理由なくこれに従わず、危険な状態を助長させた事実は一切ありません。
<input type="checkbox"/>	物品の保管（倉庫又は物置としての利用）を主目的として継続利用し、居住の実態がないまま意図的に老朽化させた事実は一切ありません。
<input type="checkbox"/>	補助金の受給や固定資産税の減額のみを目的として、意図的に建物を損壊・放置させた事実は一切ありません。

様式第6号（第10条、第12条関係）

平内町老朽危険空き家除却促進事業実施（変更）計画書

1 老朽危険空き家解体の工事概要

建築物所在地		平内町
建築物所有者		
施工者	住所	
	会社名	担当者名（ ）
	電話番号	
解体工事着手予定日		年 月 日
解体工事完了予定日		年 月 日

2 老朽危険空き家の概要

延べ面積	m ²		
階数	地上	階 地下	階
構造	造 一部 造		

3 交付申請額の算出方法

（単位：円）

項目	事業費	補助対象 事業費(A)	補助率 (B)	交付申請額 (C) = (A) × (B)
解体工事			1 / 2	
			(D) 限度額	
合計			(C)と(D)の 少ない額	
今回交付申請額				
既交付決定額				
変更増減額				

（注1）事業費は、実際に要する事業費を記載すること。

（注2）補助対象事業費は、補助金の対象となる工事に要する費用を記載すること。

（注3）交付申請額は、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

（注4）変更申請の場合は、変更前の記載内容を上段に（ ）書きすること。

第 号
年 月 日

様

平内町長



平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった平内町老朽危険空き家除却促進事業に対する補助金については、次のとおり決定したので、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

1 平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金の対象となる建物

所在地 平内町

所有者

2 補助金の額 円

3 交付の条件等

(1) 補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金変更申請書（様式第9号）又は平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金申請取下書（様式第11号）を提出してください。

(2) 工事が完了したときは、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金完了報告書（様式第13号）を提出してください。

(3) 補助金は、事業完了後に確定した金額を交付します。

第 号
年 月 日

様

平内町長



平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった平内町老朽危険空き家除却促進事業に対する補助金については、次のとおり決定したので、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

1 建築物の所在地及び所有者

所在地 平内町

所有者

2 補助金 不交付

3 不交付とする理由

様式第9号 (第12条関係)

年 月 日

平内町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった平内町老朽危険空き家除却促進事業の内容について、次のとおり変更したいので、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、実施計画書等を添えて申請します。

1	補助事業の名称	平内町老朽危険空き家除却促進事業	
2	建築物の所在地	平内町	
3	建築物の所有者		
4	補助対象 事業費	当初	円 (税込金額)
		変更	円 (税込金額)
		増減額	円 (税込金額)
5	補助金 交付申請額	当初	円 (千円未満切捨て)
		変更	円 (千円未満切捨て)
		増減額	円 (千円未満切捨て)
6	変更概要		

添付書類

- (1) 平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱第10条第1号から第10号までに掲げる書類のうち変更のある書類

第 号
年 月 日

様

平内町長



平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした
平内町老朽危険空き家除却促進事業に対する補助金について、次のとおり
変更したので、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱第 12
条の規定により通知します。

1 変更内容

2 補助金変更交付決定額 円

（補助金変更前交付決定額 円）

3 その他

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

平内町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金申請取下書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった平内町老朽危険空き家除却促進事業について、次のとおり取り下げます。

1 取下げの理由

2 補助金交付決定済額 円

3 その他

様式第12号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

平内町長 ⑩

平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金申請取下承認書

年 月 日付けで提出があった平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金申請取下書について、取下げを承認しましたので、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

平内町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

平内町老朽危険空き家除却促進事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった平内町老朽危険空き家除却促進事業が完了しましたので、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の名称	平内町老朽危険空き家除却促進事業
2 建築物の所在地	平内町
3 建築物の所有者	
4 補助対象事業費	円
5 補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）

添付書類

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（施工前及び施工後）
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第14号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

平内町長



平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した平内町老朽危険
空き家除却促進事業に対する補助金については、平内町老朽危険空き家
除却促進事業補助金交付要綱第16条の規定により確定したので、次のとお
り通知します。

補助金の額

円

年 月 日

平内町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

連絡先

平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定を受けた平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金について、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付確定額 円

2 補助金交付請求額 円

3 補助対象建築物の所在地

4 振込指定口座

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	